

イギリス保険契約法の改正とわが国への示唆

早稲田大学 中出 哲

1. はじめに

イギリス¹の保険契約法²は、判例法と制定法から形成されている。わが国とは法制度が大きく異なることから、イギリス法の内容を直接わが国保険法の解釈に生かすことはできない。しかし、イギリスの保険契約法は、コモン・ロー諸国の保険契約法に影響を与え、海上保険や再保険における世界標準となっている³。わが国の保険法を考察する上でも、異なる視点からの示唆を得る点で意味がある。

イギリスの判例法は、先例拘束性を比較的厳格に踏襲してきたため⁴、世界の保険法の変化に対して時代遅れとも批判され、現在、立法による大規模な修正が進められている。

本報告は、保険契約法の見直しの中で、すでに改正された論点と今後改正が予定されている重要な論点を報告して⁵、わが国への示唆を得ることを企図する。

2. 制定法による保険契約法の修正⁶

イギリスの保険契約法は、判例法を中心とし、その骨格は18世紀から19世紀にかけて形成された。それらの判例は、主としてロイズ（Lloyd's of London）における海上保険契約上の争いが元になっている。当時の保険取引では、顧客は保険仲立人（broker）を利用し、引受人は個人保険者であった。保険制度が成熟していない当時は、リスクの引受人を顧客の利己的行動から守り、保険産業を発展させていくことが重要であった。かかる背景

¹ イギリスは、王国の連合体で、厳密には、法律はその国によって異なる。本稿でイギリス法という場合は、主としてイングランドの法律を指す。

² イギリスには、保険契約法という名称の法律は存在しない。ここでは、保険契約に関する判例法や制定法を総称する一般的概念としてこの用語を利用する。

³ 事業者保険分野のイギリスの標準約款は国際的に利用されていて、契約による合意によりイギリス法に準拠する場合がある。

⁴ 上院（House of Lords）は自らの判例に拘束されない。

⁵ 改正法のうち、2015 年保険法（Insurance Act 2015）に関する解説と訳語については、拙稿「イギリス 2015 年保険法の概要」損害保険研究 78 巻 2 号（2016）173 頁、同監訳＝日本損害保険協会翻訳「イギリス 2015 年保険法」損害保険研究 78 巻 2 号（2016）197 頁を利用している。イギリスの保険契約法改正に向けた法律委員会の検討内容については、同委員会の資料を翻訳した甘利公人監訳『英国保険法 共同意見募集書（2007 年 7 月）～不実告知、不告知および保険契約者によるワランティ違反』日本損害保険協会・生命保険協会（2008）がある。その他、イギリス法の改正について触れている文献が多く存在するが、ここでは割愛する。

⁶ この記述は、拙稿・前掲注 5）を要約したものである。

において下された判例法の法理は、1906年海上保険法（Marine Insurance Act 1906）（以下、1906年MIA、という。）として成文化された。同法は、直接的には、海上保険契約に適用されるが、保険契約に関する判例法理を示したものとして、同法の多くの条文は、生命保険を含む陸上保険契約にも適用されてきた。1906年MIAは、重要な法理をわかりやすく示した点で意義があるが、一方、条文として示したことで、その文言からの逸脱を難しくした。

18-19世紀の海上保険の判例をもとに生成されたイギリスの保険契約法は、その後の保険取引の進化、特に、消費者保護等の要請や他の国の保険契約法の発展から取り残されているとの指摘がなされるようになった。こうした問題点に対しては、消費者保険分野の実務では、金融オンブズマン制度や保険業者協会のガイドラインなどによって対応し、また、裁判では裁判官による解釈の中で克服する努力が払われてきたが、1906年MIAの明示文言があるなかで限界があり、立法的解決が必要となっていた。

立法による改正の動きが本格化したのは今世紀に入ってからで、2006年に、政府の法律委員会（The Law Commission⁷ and the Scottish Law Commission、以下、単に法律委員会という。）は、論点資料（Joint Scoping Paper）を発表し⁸、個別の論点に対して、検討資料（Issues Paper）や意見募集書（Consultation Paper）を公表して広く意見を求めながら改正法の検討を進めた。

こうした法律委員会による作業によって最初に制定されたのが「2012年消費者保険（開示及び表示）法」（the Consumer Insurance (Disclosure and Representations) Act 2012）（以下、2012年法という。）で⁹、2013年4月6日に発効した。同法は、消費者保険分野における告知義務に関する法を変更するものである。続いて、2015年保険法（the Insurance Act 2015、以下、2015年法という。）が成立して、2016年8月12日に発効した。同法は、事業者保険分野の告知義務に加え、消費者保険を含めた保険契約一般について、ワランティ・その他の契約条件の効果、保険金請求の不正、その他についての判例法・制定法を改正したものである。また、改正が必要として検討された保険金支払いの遅延（late payment）については、2016年企業法（the Enterprise Act 2016）の中に織り込む方法で、2015年法の修正として具体化し、その関連規定は2017年5月4日に発効する。本報告の時点で法改正が実現していないその他の論点として、被保険利益（insurable interest）、保険料に対する保険仲立人の責任、海上保険証券の必要性があるが、被保険利益については、本年4月に被保険利益法案（Insurance Interest Bill 2016）とともに最終の意見募集書が公表され、本レジュメの作成時点において、法律制定に向けた最終段階に入っている。

⁷ Law Commission は、イングランドとウェールズの法律委員会の合同組織。

⁸ 同委員会の活動及び資料は、<http://www.lawcom.gov.uk/project/insurance-contract-law/>参照。

⁹ わが国における 2012 年法の解説として、中村信男「イギリス 2012 年消費者保険（告知・表示）法の概要と比較法的示唆」保険学雑誌 622 号 21 頁（2013）、同「イギリス 2012 年消費者保険（告知・表示）法の概要」比較法学 47 巻 2 号 103 頁（2013）が詳しい。

以下に、改正された法と改正予定の法について、主要な内容を紹介し、その意義を考えてみることにする。

3. 告知義務

(1) 告知義務に関するイギリスの法改正における主要点¹⁰

①概説

告知（開示と表示）義務に関する判例法と1906年MIAは、自発的申告義務として、違反は最高信義（utmost good faith）義務違反として保険者に契約の解除権¹¹を与えるものであったが、2012年法及び2015年法により大幅な変更が図られた。両法は、保険契約を消費者保険契約（consumer insurance contract）と事業者保険契約（non-consumer insurance contract）に分けて¹²、それぞれ別の規律に服することを規定している。

②告知義務における基本原則

消費者保険契約については、2012年法により、1906年MIAにおける自発的申告義務から質問事項に対して不実表示をしないように合理的な注意を払う義務に変更された（2条2項）。合理的な注意（reasonable care）の意味については、詳しい定義規定が設けられている（3条）。

一方、事業者保険契約については、2015年法により、自発的申告を基本として維持しながら内容を変更して、開示（disclosure）と表示（representation）の義務を包含して、公正な告知（fair presentation）の義務として改正された（3条）。同法により、事業者保険分野の被保険者¹³は、合理的な情報収集の義務を負い、保険者は、質問等の提示においてより能動的な役割が求められ、同法は、被保険者、保険者それぞれが知っていること、知っているべきことなどについて詳細に規定した（同法2章）¹⁴。

¹⁰ 2012年法と2015年法のポイントのみ紹介している。詳しくは、中村・前掲注9）及び拙稿・前掲注5）を参照いただきたい。

¹¹ 英文では、avoid（無効とする）となっている。一方の権利として契約を無効にでき、追認の必要なく有効とすることもでき、保険契約を avoid する場合に、保険料の返還がある場合とない場合がある。契約が有効に成立した後の行為によって相手方に契約を avoid する権利が認められる場合もある。この用語は「取り消し」と訳される場合も多いが、ここでは、解除と訳した。

¹² 2012年法及び2015年法に定義がある。

¹³ assured とは、保険契約の当事者で、保険契約上の被保険者か、契約が締結された場合に被保険者となる者と定義されている（2015年法1条）。本稿ではそれを被保険者と訳している。そのため、本稿における「被保険者」は、日本法における被保険者の概念と同一ではない。

¹⁴ 具体的には、（イ）被保険者は、契約締結前に、重要な情報を保険者に開示し、それができない場合は、慎重な保険者が知れば重要な事情を明らかにするために更に質問が必要であると認識するに足る情報を相当明瞭で利用しやすい方法で保険者に与えなければならない。また、（ロ）事実上の事柄に関する重要な表示は実質的に正確であること、予測や信じることに関する重要な表示は信義に基づくものでなければならない。前者（イ）は、自発的な開示義務を維持しつつ、保険者に質問の必要性を認識させるものであれば足りるとして義務の程度を緩めたものである。

以上の2つの法における告知義務は、契約の変更についても適用される。

③重要情報

事業者保険契約において開示が求められる重要事情とは、慎重な保険者が引受けの可否と引受条件を決定するにあたって影響のある事情をいい、義務を負うのは、被保険者が知っているか、知っているべき事情に限定される（2015年法3条4項）。この「被保険者が知っている」がいかなる状態を指すかについては、被保険者が法人である場合、誰が知っている状態を指すかが問題となるが、2015年法に詳細な規定が設けられ（同4条）、企業等の組織の場合においては、経営上層部のほか、保険に責任を負う者（例えば、リスク・マネジャー）が知っている状態とすることや、合理的な情報収集で明らかになることは知っているべきとされることなどが明確化された。また、開示すべき情報は、被保険者の法人内だけでなく、被保険者の代理人や保険契約によって補償を受ける者など、外部まで及ぶことも規定された（同4条7項）。保険者が知っていることについても詳細に規定されている（同5条）。

なお、表示における義務については、「重要な事項」についての表示義務という法律構成はとられていない。例えば、消費者保険契約においては、不実の表示をしないように合理的な注意を払う義務として構成され（2012年法2条2項）、保険者が救済を得られるのは、被保険者がこの義務に違反し、かつ不実表示がなければ、保険者は、契約を締結していなかったか、異なる条件で契約を締結していたことを証明できる場合（同4条1項）となる。

④開示の方法

事業者保険契約における開示については、「相当明瞭で利用しやすい方法で」と記され、例えば、未整理で大量の電子データ等を保険者に送りつける方法（データ・ダンプ）では義務は満たされないことも規定されている（2015年法3条3項(b)）。

⑤違反に対する救済

1906年MIAは、海上保険契約を最高信義（utmost good faith）¹⁵に基づく契約として、その違反により相手方は契約を解除できるとの原則を示し（同17条）、告知義務（開示及び表示）は、最高信義の原則に基づくもので、違反は保険者に契約の解除権を与えるとして、それが唯一の効果となっていた（同18条1項、20条1項）。同法は、2012年法及び2015年保険法によって修正され、告知義務違反は、場合分けして、その効果が異なる方式になった。

(a)被保険者の意図的（deliberate）又は無頓着な（reckless）違反の場合¹⁶

保険者は、契約を解除して、すべての保険金請求を拒絶することが認められ、受領済み保険料の返還は不要となる（2012年法附則2条、2015年法附則2条）。違反が意図的又は無

保険者は疑問があれば積極的に質問しなければならないことになる。

¹⁵ 「最大善意」と訳されることが多いが、good faith という表題とのバランスを考えて「最高信義」という用語を利用している。

¹⁶ 「意図的又は無頓着な」とは、2015 年法上、公正な告知の義務に違反することを認識していた場合、違反するか否かを構わないとしていた場合をいう（8 条 5 項）。同じ文言に対する 2012 年法上の定義文言は 2015 年法と同じではないが、ほぼ同じ意味になっている（5 条 2 項）。

頓着に当たることは、保険者が立証する責任がある。

(b) 意図的又は無頓着な違反のいずれでもない場合

いかなる条件においても契約を引き受けていなかった場合は、保険者は、契約を解除して保険金の支払いを拒絶することが認められるが、保険料は返還する必要がある（2012年法附則5条、2015年法附則4条）。

異なる条件（保険料を除く。）で契約を締結していた場合は、保険者が求めれば、当該異なる条件で契約を締結していたものとして扱う（2012年法6条、2015年法5条）。

実際より高い保険料を課して契約を締結していたと立証すれば、保険者はプロラタ方式¹⁷で支払うことができる（2012年法7条、8条、2015年法6条）。

⑥ 強行法規性

消費者保険契約における告知義務に関する2012年法は、片面的強行法である（10条）。事業者保険契約に関する告知義務（2015年法）は、当事者の合意による変更が認められるが、本稿の8で解説する「明瞭性の要件」に従う。

⑦ 表示のワランティへの転換の禁止

イギリスでは、保険申込みにおける被保険者の表示内容を「契約の基礎（basis of contract）」として契約上のワランティ（warranty）として設定することによって、表示内容に間違いがあれば、事故との因果関係を問わずに保険者は保険金支払責任を免れることが法律上可能となっていた。2012年法及び2015年法は、告知義務制度を変更する中で、契約締結時の表示をワランティに転換することを認めないことを規定した（2012年法6条2項、2015年法9条）。本条は、消費者保険、事業者保険を問わず、被保険者に不利な変更は認められない。

（2）わが国への示唆

告知義務に関するイギリスの改正法の内容は、種々の点において、わが国の保険法の規律と異なる。ここでは、特に興味深い点を取り上げる。

まず、イギリス法は、契約類型を分けて、事業者保険契約についてもそれに適合するルールを具体的に示したことである。消費者保険契約では、質問に対する表示における注意義務とする一方、事業者保険契約については、自発的申告義務を基本としたうえで、現代の取引実務に適合し、当事者間の利益均衡を図るルールを示した。わが国では、海上保険に関する商法の改正が検討されているが、事業者保険分野の告知義務制度の在り方を考えるうえで参考になる。

第2に、イギリス法は、消費者保険契約については、質問に対する応答義務に近い制度に変更したが、なお種々の点で、わが国の法と大きな違いがある。特徴的な点を挙げてみたい。（イ）わが国の告知義務の対象は、「重要な事項のうち告知を求められた事項」となっている。一方、イギリス法では、契約締結過程のやりとりでの表示における合理的な注意義務となっているので、イギリス法の方が、その対象が広いように考えられる。（ロ）

¹⁷ 以下の割合Xを保険金に乗じて支払う。X＝実際に課された保険料/実際より高い保険料。

わが国の保険法では、故意・重過失の場合にのみ保険者に契約の解除権が認められるが、解除の効果は将来に対するもので、生じていた事故については因果関係がある場合にのみ免責となる。一方、イギリス法では、故意・重過失に対応すると考えられる意図的・無頓着な場合、契約を解除して保険金請求の拒絶が認められるとともに、保険料の返還も要しない。義務違反の内容と保険事故との因果関係も求められない。(ハ) わが国保険法では、軽過失の場合は、告知義務違反を問われないが、イギリス法では、その場合は、違反がなかった場合に、保険者は、契約を締結していなければ契約を解除でき（保険料は返還される）、異なる条件で締結していれば、その条件にしたがって、給付を調整することができる。以上を踏まえれば、改正イギリス法は、日本法と比べると、なお消費者に厳しい法といえる¹⁸。

第3に、告知義務を契約成立に係る義務として違反に対して契約解除権を与えるわが国法とイギリス法とで、契約理論上で構造的な違いがある点である。義務違反がなければ、契約を締結していなかったであろう場合には、契約を解除し、また、異なる条件で引き受けていたのであれば、その前提を元に、保険条件を変更したり支払額を比例減額する方式を導入した。告知義務の違反の効果を場合分けしたことにより、イギリス法において、もはや告知義務を契約成立に関わる事項と一律に位置づけることは難しくなったと考えられる。その結果、例えば、わが国の海上保険契約における英法準拠約款¹⁹の解釈や文言についての検討が必要となったものと考えられる。同約款の元で、日本法においては、告知義務を契約の成立に関する事項として理解し、告知義務については日本法を準拠法ととらえることが相当であるといえても、同約款をイギリス法から見た場合には、告知義務は、保険金支払いに係る義務と理解されることが十分考えられ²⁰、同一の英文約款が、日本法とイギリス法で異なる解釈を生む状態になったと考えられる²¹。

第4に、イギリス法では、被保険者が法人である場合や代理人による契約締結の場合の義務について判例や実務を踏まえて詳細なルールが定められたが、これらは、わが国において、被保険者が法人の場合の解釈の研究に参考になるものと考えられる。

4. ワランティ、各種条件

¹⁸ ただし、保険者は、この権利を主張するためには、立証責任を負う。

¹⁹ 契約成立や契約の有効性については日本法、保険責任や決済についてはイングランドの法と慣習によるとして準拠法を分割指定する約款。

²⁰ 同約款の理解として、John Dunt, *Marine Cargo Insurance*, 2nd ed., 2016, p. 23. 同著は、イギリス法準拠約款について広くイギリス法の適用を認めた判例を批判し、それよりは狭く、1906 年 MIA に記載されていることのみにイギリス法の適用を限定すべきとの解釈を示している。その考えに従えば、告知義務違反は MIA に規定される領域の問題であるので、支払責任に関する問題としてイギリス法準拠ということになる。

²¹ 英文の船舶保険約款では、わが国の裁判管轄が規定されているが、英文の貨物保険約款は国際的な保険証券の譲渡を前提として裁判管轄については規定されていない。

（１）ワランティ制度の修正²²

ワランティ（warranty）は、コモン・ロー上の法制度で、1906年MIAは、ワランティとは、特定のことが行われること若しくは行われないこと、若しくはある条件が充足されることを被保険者が約束するもの（確約的なワランティ）、又は特定の事実状態の存在を被保険者が肯定若しくは否定するものをいい（33条1項）、ワランティを、危険に対して重要であるかどうかを問わず正確に充足されなければならない条件として、違反があれば、保険者は支払責任を免れる制度として規定している（33条3条）。ワランティは、違反と事故との因果関係を問わずに保険者の責任を免除させ、違反状況が消滅しても責任は戻らない制度であることから、被保険者に厳しいと強く批判されていた。

2015年法は、因果関係を求めないワランティの本質を残しつつ²³、その効果のみを変更し、保険者の責任は、違反期間に限定して一時停止（suspend）するものとした（10条）。その結果、保険者は、ワランティ違反が修復されるまでの間に発生する損害又はその期間に発生する事象に起因する（attributable to）損害について責任を免れる（10条2項）。

ワランティの修正に関する2015年法10条は、事業者保険契約、消費者保険契約のいずれにも適用される。消費者保険契約については、片面的強行規定となる。事業者保険契約については、当事者の合意による変更が認められるが、明瞭性の要件に従う。

（２）各種契約条件の効果

保険契約では、引受リスクを限定するために種々の限定がなされる。2015年法により、それらの条件・条項（terms）の効果に一定の制限が加えられ、特定の種類・場所・時間における損害の危険を減少するための保険契約上の条件は、損害発生時に充足されてなくても、不充足が生じた損害の危険を実際には増大させえなかったことを被保険者が示せば、保険者は免責されないこととなった（11条）²⁴。この条件・条項には、ワランティのほか、各種の前提条件や免責条項も含まれる。

各種条件の効果に関する2015年法11条は、事業者保険契約、消費者保険契約のいずれにも適用される。消費者保険契約については、片面的強行規定となる。事業者保険契約については、当事者の合意による変更が認められるが、明瞭性の要件に従う。

（３）わが国への示唆

2015年法によるワランティや各種条件の効力に関する法の修正は、国際的な保険実務にも大きな影響がある重要な改正である。特に危険を限定する条項については、事故との因果関係がない場合には支払義務に影響を与えないことを法律上の原則としたことは、被保険者保護の観点からみて、一歩進んだ整備といえる。わが国保険法では、ワランティに対応する制度や危険制限に関する条件に関する規律は示されていないが、保険約款では危険

²² 以下の記述は、拙稿・前掲注5）をまとめたもので、詳しくは同解説と翻訳を参照願う。

²³ したがって、1906年MIAのワランティの定義には変更は加えられていない。

²⁴ 例えば、火災報知器の設置が条件となっていてそれに違反があっても、洪水損害に対して保険者は条件違反による支払い拒否を認められない。

を一定範囲に限定するための各種条項が利用される場合が多く、それらの条項の解釈が問題となりうる。2015年法は、かかる場合の規律の在り方を示したものとして参考になる。

5. 不正な保険金請求

(1) イギリス法における不正な保険金請求の扱い²⁵

1906年MIAは、海上保険契約を最高信義に基づく契約として、違反があれば相手方に契約の解除権を与えていた(17条)。この条項に規定される法理は、契約の締結時に限らずにその後を含めて適用されるものとして理解されてきた。保険金請求における不正(fraud)の場合、最高信義違反に当たるが、契約を解除すると不正が生じる前に支払った保険金も返還が必要になるという問題があった。また、不正行為が生じた後に生じた真正の損害に対する扱いについても争いがあった。こうした状況の中で、裁判においては、1906年MIA17条は契約締結前の問題に対するものとして、契約締結後の違反は1906年MIA制定より以前から存在する判例法理を適用するなどの方法をとって対処してきたが、法の明確化が必要な状況となっていた。また、イギリスでは、保険金不正請求の件数・金額が相当程度に上り、不正の抑止も重要な課題になっていた。

(2) 2015年法の概要

2015年法は、不正な保険金請求(fraudulent claim)についての法を明確化した。2015年法は、それまでの判例等の進展を踏まえたものであるが、不正を抑止する側面を明確に示している。

① 不正な保険金請求があった場合の効果

保険者は、保険金支払いの責任を負わず(12条1項(a))、不正請求に関してすでに支払った保険金を回収することができる(同(b))。また、被保険者への通知をもって、不正行為の時から契約を終了したものとする(同(c))。契約を終了したとして扱う場合、保険者は、不正行為発生後に生じる契約に関連する事項について被保険者に対する責任を負わない(12条2項(a))。また、受領した保険料の返還を要さない(同(b))。契約を終了したとして取り扱う場合であっても、不正行為発生以前に生じた契約当事者の権利義務には影響しない(12条3項)。

② 保険金の一部における不正

保険金の一部についての不正であっても、保険金請求権の全体を失う(12条1項(a)(b))。よって、金額面での過大請求の場合は、全額の請求権を失う²⁶。

²⁵ 以下のまとめと2015年法の概要は、拙稿・前掲注5)を元に、その後の判例等を加えたものである。わが国における研究として、藤原晴美「英国保険法における詐欺的請求をしない義務」北大法学論集58巻4号546[2174](2007)、星誠「英国法における保険金不当不正請求の取り扱い—その苛酷さの理由を考える—」損害保険研究77巻1号45頁(2015)参照。

²⁶ これは、保険金請求において不正(fraud)があった場合に請求権自体を失わせる法理(Principle of forfeiture of the fraudulent claim)を成文法として明確化したものである(2015法案説明 項目101)。

③不正な保険金請求の定義

2015年法では、不正な保険金請求の定義は示されていなく、判例法による。

④請求過程における虚偽等の扱い

損害が生じたが、それに対する保険金請求を容易にするために事実関係等について嘘の脚色をした場合²⁷の扱いについては、2015年法では決められていなく、判例法に依ることになる。この点については、イギリスで議論されてきたが、2015年法の制定後に下された上院判決では、保険請求とその額は正当であるものの、請求手続きの過程における付随的な虚については、保険金請求権に影響しないことが示された²⁸。

⑤グループ保険の場合

グループ保険（団体保険）の場合、構成員による不正は、その構成員と保険者との関係についてのみに2015法の規律を適用し、グループ保険契約自体や他の構成員との関係には影響を与えない（13条）。

⑥強行法規性

消費者保険契約については、片面的強行規定となる。事業者保険契約については、当事者の合意による変更が認められるが、明瞭性の要件に従う。

（3）わが国への示唆

イギリス法は、伝統的に保険金請求における不正に対して厳しい立場に立つが、それが制定法でも明確化された。イギリスで明確化された事項について日本法における扱いを考えることは、実務上も重要である。わが国では、保険金請求の不正については、民法の規律のほか、保険法（30条、57条、86条）における重大事由解除に関する規律が存在する。例えば、保険金の水増し請求は、それが保険金を多く取得しようとする意図をもって保険者を欺く行為であれば、その水増し部分が全体の中でいかに小さい場合であっても、重大事由解除に関する上記条文の各2号で規定される「保険請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと」又は各3号で規定されるバスケット条項に該当するとして、契約を解除して保険金全額の支払い責任を免れると理解してよい（すなわち、2015年イギリス法と同じ立場といえる）。また、日本法において、請求過程における虚偽説明の扱いは、基本的にはイギリス法と同じか。

6. 保険金支払いの遅延

²⁷ これは、不正な方法・手段（fraudulent means and devices）と呼ばれる。

²⁸ “*The DC Merwestone*” [2016] UKSC 45. 本事件内容、第一審及び控訴審判決については、星・前掲注25)で詳しく紹介されている。第一審と控訴審は、請求過程における虚偽の行為（保険者からの質問に対する書面回答における虚偽）をもとに請求額全額（約4億円）に対する保険者責任をすべて否定したが、上院は、保険金請求における不正が請求権自体を失わせる法理を認めつつ、請求過程における付随的な嘘（collateral lie）はfraudに当たらず、保険金請求権を有効とした（ただし、判事の一人は反対）。

（１）イギリス法における問題点²⁹

イギリスでは、契約違反は損害賠償請求権を発生させるが、イギリスのうち、イングランド及びウェールズでは、損害てん補の保険（indemnity insurance）については、保険者が保険金支払いを不当に遅らせた場合であっても、損害賠償の請求は認められず³⁰、未確定賠償額（unliquidated damages）としての利息（単利）の付与しか認められてなかった。一方、生命保険などの定額給付保険は、保険金の支払いは契約上の債務（debt）であるとして、また、損害保険における現物給付方式（restatement）では、財物や役務提供契約と同じく、給付の不当な遅延に対する損害賠償が認められるとして、保険給付の方式によって遅延に対する扱いが異なる状況となっていた。さらに、スコットランドや他のコモン・ロー諸国では、イングランドやウェールズの考え方は取られていなかった。この論点は、訴訟において争われたが、判例法を変えることができなかった。また、保険者の支払い遅延は、保険契約における最高信義違反に当たると主張しても、その場合の1906年MIAにおける救済は、契約の解除であり、被保険者にとっては救済とならないものであった。

法律委員会は、この問題は立法的に解決する他ないと考え、2016年企業法（Enterprise Act 2016）に織り込むことによって、2015年法の修正として立法化した。

（２）2015年法の追加修正内容

①保険金支払いに関する原則

2015年法に、保険者は合理的期間内に保険金を支払うことをすべての保険契約における黙示条項とする規定が加えられ（13A条）、支払いの遅延が損害賠償請求権を発生させることになった。

②合理的期間の基準

合理的期間とは、請求の調査と査定に要する期間を含む。また、合理的かどうかは、保険の種類、請求の額や複雑性、保険金支払いに当たって対応が必要な法律・規則等の遵守の必要等によって判断される（13A条(2)(3)）。保険者が保険金支払いを争う場合には、そのことによる遅延で黙示条項違反とはならないが、保険者が請求に対して取っていた行動が判断要素となる（同(4)）。

③違反の効果

黙示条項違反として損害賠償金の請求が、保険金に対する利息（法律上の利息、裁判所の裁量による利息などを問わない。）とは別に認められる。

支払遅延に対する損害賠償請求の出訴期限は、保険者の保険契約上の金銭支払いが完了した後から1年間又は黙示条項違反の日から6年間の早い日となる（2016年企業法30条）³¹。

④強行法規性

²⁹ 保険金の支払い遅延に関する2015年法については、詳しくは拙稿・前掲注5）参照。

³⁰ そのために被保険者が破綻した場合の損害に対して、保険者は賠償責任を負わないとされていた。

³¹ この点は、2015年保険法ではなく、1980年出訴制限法（Limitation Act 1980）第5A条として改正されている。

消費者保険契約については、片面的強行規定となる。事業者保険契約については、保険者の意図的又は無頓着による違反の場合を除き、当事者の合意による変更が認められるが、明瞭性の要件に従う。

（３）わが国への示唆

保険金支払いの遅延が、遅延利息のほかに、遅延によって生じた損害に対しての賠償請求権を生むかどうかという論点は、わが国では、あまり問題となっていないものと考えられるが、イギリス法準拠の約款において保険金を支払う場合には、想定しておく必要がある。わが国の場合、信義則違反としての損害賠償請求が認められるかどうかといった議論が考えられるように思われる。

７．最高信義（最大善意）原則の位置づけの変更

（１）1906年MIAで示されたイギリス判例法理とその問題点

前述したとおり、1906年MIAは、海上保険契約を最高信義に基づく契約として、その違反は相手方に契約の解除権を与えることを規定していた。この義務は、契約当事者の双方に課される義務となっていた。しかし、1906年MIAでは、違反の効果が契約の解除権となっていたため、いくつかの点で問題があった。まず、（イ）被保険者の告知義務違反の効果は、契約の解除権のみとなり、契約を存続させて給付金を調整する方式が存在していなかった。また、（ロ）保険者側に契約締結前又は契約締結後に最高信義違反があった場合、被保険者は、契約を解除しても保険金を受け取れないなどの問題があった。例えば、保険者の保険金遅延の場合、契約を解除すれば、被保険者は保険金を受領できないことになり、不合理な状況となっていた。さらに、（ハ）被保険者の請求に不正があった場合、最高信義違反として契約を解除すれば、不正の事実の前に生じていた真正な請求権も消滅するかどうかといった問題があった。これらの状況から、保険契約法の大原則を修正する必要性が生じていた。

（２）最高信義原則の位置づけの変更

2015年法により、告知義務の法理の修正や保険金請求における不正の扱いなどに関する法の整備とともに、1906年MIAの大原則も修正された。2015年法により、海上保険契約は最高信義に基づく契約であるという1906年MIAの条文規定のみが残され、その効果に関する規定は削除された。その結果、保険契約における最高信義は、違反に対する罰則が規定されていない解釈原則となった³²。

（３）イギリス契約法における信義則

わが国では、民法1条2項に信義則が規定されているが、一般的に、大陸法諸国では、信義則は、契約における基本法理として位置づけられている。しかし、イギリスでは、過去から、信義（good faith）を法として位置づけることには反対が強く、判例法も信義を法

³² 2015年法の最終報告書（項目30.5、30.23）や同法案説明（項目117）では、解釈上の原則という用語が利用されている。

としてとらえることを認めない立場をとる³³。ただし、一部の契約類型については、最高信義の契約 (contract of *uberrimae fidei*; contract of utmost good faith) として、その契約類型に対しては当事者間の信義則を法理として認める。その代表例が保険契約となる³⁴。

(4) わが国への示唆

保険法の制定にあたっては、信義則の保険への適用について一般原則として保険法に規定するかが議論されたが規定は設けられなかった。また、保険契約締結時の義務については、保険契約者・被保険者の告知義務のみが規定され、保険者側の説明義務・情報提供義務については、保険業法等に委ねられることになり、保険法には規定されなかった。しかしながら、保険契約法の法理として、保険契約に特有の信義則の存在を認めることができるかどうかは、なお研究すべきテーマであるように考えられる。一方、イギリスでは、保険契約を最高信義による契約類型として他の契約類型とは異なる特徴を認めてきたが、その法理における当事者の義務違反の効果は、契約の解除権のみとなっていて、1906年MIAでは、この原則の具体例としては、被保険者の告知義務しか規定されていなかった。法改正によって最高信義原則の効果に修正が加えられたことは、最高信義の原則を、告知義務に限らず、契約当事者双方に対する、かつ、契約の締結時に限らずに保険契約に適用される原則として位置づける立場が明確化したように思われる。もっとも、その立場が、わが国の立場と大きく異なるのかは定かではない。例えば、イギリスの法改正では、保険者側の情報提供義務に関する規定は盛り込まれていない。結果的には、イギリスの法改正の内容は、契約に信義則の適用を認め、保険独自の規律として告知義務の制度を規定する日本法の立場に近いようにも思われる。いずれにせよ、イギリス法における最高信義原則が、どのように理解され、また展開されていくかについて更に研究していく必要がある。

8. 事業者保険分野における法の適用除外方式

(1) 2015年法における事業者保険契約の規律の位置づけ

わが国では、海上保険等の事業リスクの保険分野は、保険法の片面的強行規定の適用除外として、契約自由が認められており、保険法の規律はデフォルト・ルールとして意義を有する。一方、イギリスの2015年法は、事業者保険契約についても、それに適合する規律を具体的に示し、その規律を基本ルールとするために、2015年法からの契約自由は認めつつ、そこから離れる場合には一定の手続き要件を課した。

2015年法の中で、事業者保険契約について、一定の条件の下で適用除外が認められる規定としては、公正な告知の義務 (同第2章)、ワランティ及びその他の条件 (同第3章)、

³³ H. G. Beale ed., *Chitty on Contracts*, 21st ed., Vol. 1, 2012, 1-039~043. また、同書では、米国やオーストラリアでも、信義が一般原則として広く適用されているとする (同上)。

³⁴ なお、1906年MIAにおける「最高信義」という言葉から、イギリスの契約法において信義則が存在し、保険契約ではそれに加えてさらに高度な最高の信義が求められるというように重層的に法理を理解することは適当でない。

不正な保険金請求に対する救済（同第4章）、保険金支払いに関する黙示条項違反のうちの保険者の故意又は無頓着でない違反（同13A条）がある。

（2）明瞭性の要件

事業者保険契約について、契約による2015年法の適用除外が認められるのは、以下の明瞭性の要件（transparency requirement）を満たした場合となる。

（イ）契約の締結前又は契約の変更の合意の前に、不利益条項に被保険者が留意するに十分な手段を講じなければならないこと（17条2項）。

（ロ）不利益条項は、その効果において、明瞭でなければならない、あいまいであってはならないこと（同3項）。

要件が充足されているかは、当該被保険者の性質や取引の状況を斟酌して判断されなければならない（同4項）。被保険者が不利益条項を実際に認識していた場合には、被保険者は上記（イ）を主張できない（同5項）。

被保険者の代わりにその代理人が保険を手配する場合は、明瞭性の要件は、代理人に対して満たせば充足される（22条4項）。

（3）わが国への示唆

イギリス法は、明瞭性の要件を課すことによって、事業者保険分野においても、2015年を単なるデフォルト・ルールよりかは強い拘束力のある規律として示した。約款文言における明確化や契約締結時の説明に関する規律を契約の効力の問題として組み入れている点で興味深い。

イギリスは海上保険や再保険をはじめ、国際的な事業者保険契約において重要な市場であり、その分野に対しても、基礎的な規律を一定の拘束力を伴う形で示したことは、市場における規律の明確化において意味があり、事業者分野の規律のあり方を考える上で興味深い例といえる。

9. その他、改正に向けた論点：被保険利益

（1）被保険利益に関するイギリス法の問題と法改正に向けた動き³⁵

被保険利益に関するイギリス法は、判例法と制定法³⁶から形成されるが、それらが適用される保険種類が明確でなく³⁷、いかなる状態の場合に被保険利益を有していると認められるか、いつの時点で被保険利益を有している必要があるか³⁸、被保険利益を有しない場合の保

³⁵ 以下の記述は、主として、法律委員会の検討資料（2015年3月27日付第10資料、2016年4月意見募集書）による。

³⁶ 被保険利益に関して規定する制定法としては、1774年生命保険法、1788年海上保険法、1906年海上保険法、1909年海上保険（賭博証券禁止）法がある。

³⁷ 各種保険がいずれの制定法に従うか。例えば、陸上の動産（goods）や責任保険に海上保険法の法理が適用されるか。1774年生命保険法で適用される保険商品の範囲はどうかなど。

³⁸ 1906年海上保険法が適用される場合は、事故時に被保険利益を有していればよいが、陸上保険にはその前の1788年海上保険法が引き続き適用され、契約締結時に保険証券に被保険利益を

保険料の返還有無³⁹、生命保険などの保険における被保険利益の評価額をどう理解するか⁴⁰など、法の内容が不明確で、かつ、被保険利益の解釈に関する判例法が厳格で現代の必要性に適合しないなどの問題が存在した。また、被保険利益に関するイングランドとスコットランドの法に違いも存在した。

一方、同じコモン・ロー諸国の中では、ニュージーランドの改正保険法（Insurance Law Reform Act 1985）やオーストラリア保険契約法（Insurance Contract Act 1984）では、被保険利益について大胆な柔軟化が図られ⁴¹、被保険利益概念の意義に疑問を提示する研究者もあり、法律委員会はそうした議論も踏まえて、イギリスの保険契約法改正の検討の中で、被保険利益についても検討を進めてきた。

法律委員会は、被保険利益について、2008年に検討内容を示し、その後、内容を修正して保険契約法改正に向けた2011年の意見募集書の中でも取り上げたが、早急に改正が必要な事項を優先し、2015年法には織り込まなかった。その後、2015年3月に、修正を加えた意見募集書が示されて再度意見収集がなされ、その意見を元に、2016年4月には、被保険利益法案（The Insurable Interest Bill 2016）を示して意見収集が再度実施され、本レジュメ作成時点において、争いのない法案として年内に具体化することが計画されている。

（２）法律委員会の提言内容

以下に、2016年被保険利益法案（Insurable Interest Bill 2016）とその解説資料をもとに提言内容を示す⁴²。

①被保険利益の必要性

法律委員会の検討に対し、実務界からは、被保険利益の必要性に関する意見が多く出されたことを踏まえ、法律委員会の改正提言内容は、保険契約における要素としての被保険利益を維持したうえで⁴³、錯綜する制定法と判例法を整理して明確化を図り、被保険利益を有する者の範囲等をやや柔軟化する提言となっている。

有する者を記入することが義務となっていた。1774 年生命保険法では、契約締結時に被保険利益を有していることが必要とされ、かつ保険金は利益の価値が限度となることが規定されていて、死亡時にも被保険利益が必要な解釈を生む状況となっていた。また、利益の価値をどう算定するかも問題となっていた。

³⁹ 1909 年海上保険（賭博証券禁止）法は、善意の利益の存在しない契約を刑事罰の対象としていた。1774 年生命保険法でも、一定の類型を違法と規定していた。被保険利益を有しない契約を禁止している領域の場合、違法な取引として、かかる契約を行った場合は保険料は返還されないという考え方が存在した。

⁴⁰ 注 38 記載のとおり。

⁴¹ 特に、海上保険以外に適用されるオーストラリア保険契約法では、被保険利益の要件が廃止されている。

⁴² したがって、制定される法の内容は、以下の説明と異なる場合があり得る。

⁴³ 被保険利益を維持する理由としては、被保険利益は保険制度に特徴的なもので、各種法律や税法上で保険を他の制度と区別する上で有益であること、市場の秩序を維持して投機的なビジネスとなることを抑制する上で意味があること、有効でない請求を除ける制度として有効であることなどが挙げられている。

②保険契約の分類

被保険利益について規定する上で、保険契約を、海上保険、海上保険以外の損害保険、生命保険などの生命関連の保険の3つに分けている。責任保険は、陸上の損害保険として扱われる。「生命関係の保険 (life-related insurance) 」とは、保険につけられる出来事（保険事故）が、個人についての、生命、傷害、疾病、不能又は個人の生存とする各種保険を総称する概念として定義されている。

③被保険利益の定義

被保険利益とは何かを示す定義は設けられていなく、その具体例を示す方式を採って（網羅的ではない列挙）、かつ判例法による被保険者の範囲に比べて柔軟化を図った。

④契約の領域ごとの扱い

(a) 海上保険：1909年海上保険（賭博証券禁止）法 (Marine Insurance (Gambling Policies) Act 1909) を廃止して、1906年MIAの被保険利益に関する規定を存続させる⁴⁴。その結果、被保険利益は、損害発生時に存在すればよく契約締結時には求められない。遡及保険が認められることもMIAにおける立場から変更されない。被保険利益を有する場合の例についても、1906年MIAの規定による。

(b) 陸上の損害保険：陸上保険に適用される1788年海上保険法 (Marine Insurance Act 1788)⁴⁵を廃止し、契約の締結時に、被保険利益が存在するか、被保険利益を取得する合理的な見込みがあればよい。しかし、事故時に被保険利益が存在しなければ、保険金は支払われない⁴⁶。また、被保険利益を有すると認められる場合が例示されている⁴⁷。

(c) 生命関係の保険：被保険利益は契約の締結時に存在する必要があるが、事故時は問わない。その結果、契約の譲渡も可能となる。条文には、被保険利益を有すると認められる具体例が例示されている⁴⁸。

⑤被保険利益が存在しない場合

契約は無効となる。契約締結時に被保険者が被保険利益について誤った説明を行い、被

⁴⁴ 海上保険については、1906年MIAの規定に従うことで支障がないというのが実務界の意見であるため。

⁴⁵ 海上保険には、1906年MIAの制定により、その時点から1788年法は適用されない。

⁴⁶ この場合、保険金は支払われないが、契約時には被保険利益が存在していたことから、契約は無効とならない（修正意見募集書3.5）。なお、この原則は、損害てん補の原則を規定するものではなく、それとは、別に被保険利益の存在の問題として扱われている。実際には、損害を示すことで被保険利益の存在の立証がなされると説明されている（同3.8）。

⁴⁷ 法律上の権利がある場合、契約上の権利がある場合、所有又は管理している場合、保険事故が生じた場合に経済的な損失が生じる場合が挙げられている（法案3条3項）。

⁴⁸ 個人が、被保険者である場合、被保険者の子・孫である場合、配偶者・パートナーか、それらとして生活を共にしている場合、年金その他の団体制度のメンバーでその制度の受託者である場合、個人の便益のための契約である場合若しくは個人の名義人である場合、保険事故が生じた場合に経済的損失が生じるとの合理的な見込みがある場合、が挙げられている。

保険者が誤りであることを知っているか無頓着であった場合、保険料は返還されない⁴⁹。それ以外の場合は、契約締結時から被保険利益が存在しなければ、保険料は返還される。

（３）わが国への示唆

イギリス法は、特に、生命保険関係について被保険利益概念を柔軟化させた。わが国における死亡保険の場合の同意方式はとらず、あくまで被保険利益を求め、その概念を柔軟化する方式をとった。生命関連の保険における被保険利益の例の一つとして「保険事故の発生によって被保険者が経済的な損失を被る合理的な見込み」が契約締結時においてのみ存在すればよいとする法案は、柔軟な商品設計を認めていこうという立場と考えられる⁵⁰。

利益概念を保険契約の本質的な要件として位置づけることによって、さまざまな保険契約を一元的かつ統一的に理解し、それによって、法制・税制を含め、他の給付制度から保険契約を区別していくという考え方は、保険契約理論の根本を考えるうえで示唆に富むものと考えられる。

10. おわりに

イギリス法は、実際の具体的事件をもとに形成された判例法を中核とし、原則として、制定法はそれを部分的に修正する方式をとる⁵¹。そのため、保険契約法の全体の体系が分かりにくい面がある。ここで取り上げたイギリス保険契約法の改正内容も、必要な修正部分のみを切り出したもので、判例法とともに理解する必要があり、わかりにくい面がある。しかし、その内容は、取引の実際に適合し、更に取引が円滑に進むことを企図したものである。イギリスにおいて、保険は国の基幹産業であり、イギリスの保険契約法についても、世界的な保険市場を支える法として進化させていこうという意図が法改正の背景に存在する。こうしたイギリス法の改正の動きは、種々の点で、わが国の保険法を考察する上で有益な比較対象となるものと考えられる。

（本研究は、JSPS科研費15K03745の助成を受けたものである。）

⁴⁹ 法案４条。

⁵⁰ 法律上で認められる経済的利益より広いものとして理解されている（修正意見募集書2.22.）。

⁵¹ その点で、1906年MIAは過去の判例法理を条文化したもので、イギリスでは数少ない例外的な制定法である。